

## 第 2 2 号議案

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う都市整備部関係条例の整備に関する条例の制定について

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う都市整備部関係条例の整備に関する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 6 月 3 日提出

豊川市長 山 脇 実

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う都市整備部関係条例の整備に関する条例

(豊川市公共駐車場条例の一部改正)

第 1 条 豊川市公共駐車場条例（昭和 5 3 年豊川市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「5, 1 5 0 円」を「5, 2 5 0 円」に、「4, 1 2 0 円」を「4, 2 0 0 円」に改める。

(豊川市諏訪公共駐車場条例の一部改正)

第 2 条 豊川市諏訪公共駐車場条例（平成元年豊川市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「6, 1 8 0 円」を「6, 3 0 0 円」に改める。

(豊川市催事場条例の一部改正)

第 3 条 豊川市催事場条例（平成 1 3 年豊川市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 2 項中「3 1, 5 5 0 円」を「3 2, 1 6 0 円」に改める。

(豊川市都市公園条例の一部改正)

第 4 条 豊川市都市公園条例（昭和 3 9 年豊川市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 0 8」を「1 0 0 分の 1 1 0」に改める。

(豊川市赤塚山公園施設の管理に関する条例の一部改正)

第5条 豊川市赤塚山公園施設の管理に関する条例（平成5年豊川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「1, 690」を「1, 720」に、「2, 270」を「2, 310」に、「3, 960」を「4, 030」に、「5, 640」を「5, 750」に、「1, 360」を「1, 390」に、「1, 810」を「1, 850」に、「3, 170」を「3, 240」に、「4, 530」を「4, 630」に改める。

別表第2中「2, 160円」を「2, 200円」に、「1, 440円」を「1, 470円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「新条例」という。）の使用料又は利用料金に関する規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にそれぞれの施設を利用する者又は使用する物件について適用し、施行日前にそれぞれの施設を利用する者又は使用する物件については、なお従前の例による。

3 施行日前に都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項、第6条第1項又は第3項の許可（道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項第1号及び第2号に掲げる工作物又は物件を設ける場合を除く。）を受けたことにより、施行日前から引き続き施行日以後も都市公園を使用している物件に係る令和元年度の使用料の額については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 施行日前に、利用期間内に施行日を含む豊川市豊川駅東駐車場の定期駐車券（利用期間の始期が施行日であるものを除く。）を購入する者については、第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 新条例の規定によるそれぞれの施設の使用料又は利用料金の徴収及び指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続その他の行為は、施行日前にお

いても行うことができる。

---

理 由

この案を提出するのは、消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、利用者等の負担の適正化を図るため、都市整備部が所管する施設の使用料等を改定する必要があるからである。